

松戸市立病院建替計画検討委員会（第1回）

議 事 次 第

日時 平成22年10月18日（月）
17時00分～
場所 松戸市役所本庁
新館5階市民サロン

- 1 松戸市立病院建替計画検討委員会委員の委嘱について
- 2 市長挨拶
- 3 委員の紹介
- 4 松戸市立病院建替計画検討委員会設置要綱について
- 5 委員長及び副委員長の選出について
- 6 諮問書の伝達
- 7 市民公募委員の選考基準について
- 8 その他

資 料

- (1) 松戸市立病院建替計画検討委員会設置要綱（案）・委員名簿・・・P1
- (2) 市民公募委員選考基準（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・P4
- (3) 市民公募委員選考作文評価表（案）・・・・・・・・・・・・・・・・P5
- (4) 委員会のスケジュール（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・P6
- (5) 松戸市立病院建替計画支援業務委託仕様書・・・・・・・・・・P7
- (6) 耐震診断及び構造計算業務委託特記仕様書・・・・・・・・・・P10
- (7) 建築設備現況調査業務委託特記仕様書・・・・・・・・・・P15

松戸市立病院建替計画検討委員会設置要綱(案)

(設置)

第1条 松戸市立病院の現地建替計画(以下「建替計画」という。)を検討するため、松戸市立病院建替計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 建替計画の作成に係る調査及び審議に関すること。
- (2) 建替計画の作成に必要な資料の収集及び関係諸機関の調整に関すること。
- (3) 前2号に規定するもののほか建替計画の作成に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員の構成及び定数は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験を有する者 3人
- (2) 千葉県の職員 1人
- (3) 松戸市医師会の医師 1人
- (4) 松戸市病院事業の職員 3人
- (5) 公募により選定された市民 3人以内

3 前項に掲げる委員は、市長が委嘱し、又は任命する。

(任期及び補充委員)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成23年3月31日までとする。

2 委員に欠員を生じたときには、これを補充するものとし、補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、半数以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長が決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じて委員以外の者に会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会の設置)

第7条 委員長は、必要があると認めたときは、委員会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の部会長及び委員は、委員会の委員のうちから委員長が指名する。

(会議の公開)

第8条 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会において会議を公開しないと決定したときは、この限りでない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務企画本部病院建設事務局が処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年 月 日から施行する。

松戸市立病院建替計画検討委員会委員名簿

	区分	氏名	かな	役職等
1	学識経験者	山浦 晶	やまうら あきら	千葉県立保健医療大学学長 千葉大学大学院医学研究院名誉教授 元千葉大学医学部附属病院長
2		岩堀 幸司	いわほり こうじ	東京医科歯科大学大学院講師 一級建築士
3		伊関 友伸	いせき ともとし	城西大学経営学部マネジメント総合学科准教授
4	千葉県	高橋 功一	たかはし こういち	健康福祉部医療整備課長
5	松戸市医師会	山口 卓秀	やまぐち たかひで	医師会理事 医療法人社団秀葉会山口内科クリニック院長
6	松戸市 病院事業	植村 研一	うえむら けんいち	病院事業管理者・総長
7		江原 正明	えばら まさあき	国保松戸市立病院長
8		岩井 直路	いわい なおみち	福祉医療センター東松戸病院長
9	公募市民			【公募期間 10月1日～15日】
10				
11				

(敬称略)

松戸市立病院建替計画検討委員会に係る市民公募委員選考基準（案）

1 基本的な視点

松戸市立病院における医療サービスを受給する生活者（市民）の視点にたって、意見を述べることができる者に依頼する。

2 審査方法

(1) 形式審査

ア 松戸市民であること。（松戸市内に住民登録を有する者）

イ 年齢要件を満たしていること。（満20歳以上の者）

ウ 所定の論文を提出した者であること。

（例）経歴の記載等があること。

締切日以内に到着していること。

エ 市職員でないこと。

(2) 内容審査

ア 応募に際し、作文「松戸市の医療のあり方について」（800字以内）を課す。

イ 審査に対して評価項目を設定する。

評価項目に基づき、提出された作文について、市内及び近隣の医療体制を含む医療全般に対する知識、関心度や熱意及び視点が公募委員として適切かどうかを総合的に評価する。〔別紙様式〕

【評価項目】

① 公立病院が担う役割に対する考え方について

② 医療機関に求めることについて

③ 医療全般に対する意見を持っているかについて

3 公募委員候補者の決定

(1) 選考委員ごとに総合得点の高い上位3名に○印を付けた評価表を集計し、○印の多かった3名を合議により公募委員として決定する。

(2) ○印の数が同数になった者については、選考委員の合議により決定する。

4 選考結果について

・全員に礼状とともに通知する。

・作文については、返還しない。

・応募に際し、一切の謝金は支給しない。

松戸市立病院建替計画検討委員会 市民公募委員選考作文評価表 (案)

委員氏名

応募番号	評価項目			合計得点	総合評価	コメント
	① 公立病院が担う役割に対する考え方について 50点満点	② 医療機関に求めることについて 50点満点	③ 医療全般に対する意見を持っているかについて 50点満点			
(例)	38	42	32	112	○	1. 3つの評価項目ごとに点数を50点満点で評価して、合計得点も記入してください。 2. 総合評価として上位3人に○を記入してください。
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

松戸市立病院建替計画検討委員会スケジュール(案)

10月		11月		12月	
1日 (金)		1日 (月)	第2回	1日 (水)	第4回
2日 (土)		2日 (火)		2日 (木)	
3日 (日)		3日 (水)		3日 (金)	
4日 (月)		4日 (木)		4日 (土)	
5日 (火)		5日 (金)		5日 (日)	
6日 (水)		6日 (土)		6日 (月)	12月定例会
7日 (木)		7日 (日)		7日 (火)	本会議
8日 (金)		8日 (月)		8日 (水)	本会議
9日 (土)		9日 (火)		9日 (木)	本会議
10日 (日)		10日 (水)		10日 (金)	本会議
11日 (月)		11日 (木)		11日 (土)	
12日 (火)		12日 (金)	コンサル提案	12日 (日)	
13日 (水)		13日 (土)		13日 (月)	予備日
14日 (木)		14日 (日)		14日 (火)	休会
15日 (金)	公募締切	15日 (月)		15日 (水)	総務財務
16日 (土)		16日 (火)		16日 (木)	健康福祉
17日 (日)		17日 (水)	第3回	17日 (金)	教育経済
18日 (月)	第1回	18日 (木)		18日 (土)	第5回
19日 (火)		19日 (金)		19日 (日)	
20日 (水)		20日 (土)		20日 (月)	
21日 (木)		21日 (日)		21日 (火)	
22日 (金)		22日 (月)		22日 (水)	本会議
23日 (土)		23日 (火)		23日 (木)	
24日 (日)		24日 (水)		24日 (金)	
25日 (月)	コンサル契約	25日 (木)		25日 (土)	
26日 (火)		26日 (金)		26日 (日)	
27日 (水)		27日 (土)		27日 (月)	
28日 (木)	第2回	28日 (日)		28日 (火)	
29日 (金)	(公募委員選考)	29日 (月)	臨時会	29日 (水)	
30日 (土)		30日 (火)	第4回	30日 (木)	
31日 (日)				31日 (金)	

※ 開催予定週

松戸市立病院建替計画支援業務委託仕様書

1. 事業名称

松戸市立病院建替計画支援業務委託

2. 事業場所

松戸市上本郷 4,005 番地 他

3. 業務の目的

本委託は、松戸市立病院の現状の機能や規模を勘案し、松戸市（以下「甲」という。）が検討してきた市立病院の建替えに関する様々な資料を参考として、現地建替えの可能性を検証し、具体的な建替計画とともに、各部門別計画、医療機器等整備計画、財政計画などの検討を行い、松戸市立病院建替計画を作成するものである。

4. 適用範囲

本仕様書は、松戸市立病院建替計画支援業務委託（以下「本業務」という。）に適用される主要事項を示すものである。本業務の実施にあたっては、本仕様書及び特記仕様書に基づいて行うものとする。

5. 業務の指示及び監督

- (1) 本業務の受託者（以下「乙」という。）は、業務の実施にあたり、当該契約に基づき、甲が別に定める監督職員と常に密接な連絡を取り、その指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 乙は、業務の実施にあたり必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項、ならびに本仕様書に明記していない事項については、事前に甲と協議をし、その指示に従わなければならない。

6. 期間

期間は、契約締結日の翌日から平成 23 年 3 月 22 日までとし、遵守すること。

なお、期間内であっても甲が必要とする計画項目等については、中間報告などを含め、随時、説明を求めることがある。

7. 委託業務の実施条件等

- (1) 本業務を施行するにあたっては、甲の意図及び目的を充分理解した上で、社団法人日本医業経営コンサルタント協会の認定登録のある経験豊富な専門者を定め、かつ適切な人員を配置して、最高の能力を発揮するよう努力すると共に正確、丁寧かつ迅速に行わなければならない。

- (2) 本業務は具体的な建築計画や図面等の作成を含むため、300床以上の病院の現地建替への設計実績を持つ協力者と共に業務にあたらなければならない。
- (3) 前項の協力者については、書面により乙との関係を明確にした上で再委託を行い、その内容を甲に報告すること。
- (4) 乙並びに協力者においては、本業務の遂行に必要となる会議及び説明会等（原則公開）に説明者として出席しなければならない。また、その説明等に関する資料及び記録等の作成を行うものとする。

8. 業務実施上の考え方及び資料

本業務の施行にあたっては、これまでに検討してきた「新病院整備基本構想(答申)」、「新病院整備基本構想(案)」、「国保松戸市立病院建替計画検討書」、「新病院整備基本計画(案)概要版」、「新病院整備基本計画」を踏まえ、各種の調査・研究・検討を行うものとする。

なお、当該契約後必要とする参考資料については、甲乙協議の上、甲が乙に提供するものとする。ただし、甲の承諾を得ずして他にこれを公表してはならない。

9. 業務内容

(1) 現地建替えに関する調査・研究・検証

工事中も病院の診療機能を維持しながら、安全に現地建替えをする方法について研究・検討し、建替えの手順や建替え工事中の診療計画、収支計画等のシミュレーションを行う。建替え方法によっては、現施設の耐震診断、構造計算及び現地設備調査を行い、既存の建物を使いながらの建替えが可能か、また、法的な制限はどうか等について検証を行う。

業務にあたっては、仮設・解体・建設・改修など具体的な現地建替計画手順を示す書面及び図面の作成、工事費の算定、建設工程表の作成等を行う。なお、現地建替えは整備する建物、面積、建設用地、建設費等の要素により様々な方法が考えられるため、甲の指示により複数の方策を検討するものとする。

(2) 松戸市立病院建替計画の作成支援

上記(1)における検討の中で特定された建替え案について、これまでに松戸市が検討してきた資料を活用しつつ、必要な部分については調査・検討を行い、下記の項目についての計画を作成する。

- ア 全体計画（市立病院のあり方について今までの検討を元に基本的な事項を定める）
- イ 部門別計画（市立病院の部門別の規模・機能について今までの検討を元に基本的な事項を定める）
- ウ 医療機器等整備計画（主な医療機器の導入計画・概算費用を検討する）
- エ 建設計画（上記(1)の検討結果をまとめる）
- オ 財政計画（財政面のシミュレーションを行い、収支計画等を作成する）
- カ その他必要な計画

(3) その他

その他必要な業務については、甲乙協議して実施するものとする。

10. 成果品に関する事項

(1) 成果品の管理及び帰属は、全て発注者である甲とする。

また、乙が成果品を受託目的以外に使用すること及び公表することについては、甲の指示及び了解を得て実施するもの以外はこれを認めない。

(2) 成果品として、計画項目等について報告書にまとめ、A4版で印刷製本したものを200部提出すること。また、その原稿と使用したデータを記憶媒体（CD-R等）にて提出すること。

(3) 乙は、本業務完了後といえども、成果図書に誤謬が発見され、使用が困難な場合には、速やかに図書の訂正をしなければならない。なお、これに要する経費は全て乙の負担とする。

耐震診断及び構造計算業務委託特記仕様書

1 適用

- (1) 本耐震診断及び構造計算業務委託特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）は、松戸市立病院建替計画支援業務委託に係る耐震診断及び構造計算業務（以下「本業務」という。）に適用する。
- (2) 受託者は、仕様書に明示のない場合、もしくは疑義を生じた場合には、監督職員と協議をするものとする。

2 業務名称

松戸市立病院建替計画支援業務委託に係る耐震診断及び構造計算業務

3 用語の定義

本特記仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- (1) 「発注者」とは、市長又は市長の委任を受けた者をいう。
- (2) 「受託者」とは、本業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
- (3) 「監督職員」とは、契約図書の定められた範囲内において受託者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、契約書第2条に定める者であり、総括監督員、主任監督員、監督員を総称していう。
- (4) 「契約図書」とは、契約書及び仕様書をいう。
- (5) 「仕様書」とは、仕様書、特記仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書をいう。
- (6) 「現場説明書」とは、本業務の入札等に参加する者に対して、発注者が業務委託の契約条件を説明するための書面をいう。
- (7) 「質問回答書」とは、仕様書、現場説明書及び現場説明に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
- (8) 「指示」とは、監督職員が受託者に対し、本業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (9) 「報告」とは、受託者が監督職員に対し、本業務の遂行に係る事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (10) 「承諾」とは、受託者が監督職員に対し、書面で申し出た本業務の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により同意することをいう。
- (11) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、監督職員と受託者が対等の立場で合議することをいう。
- (12) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は捺印したものを有効とする。緊急を有する場合はEメール及びファクシミリにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。
- (13) 「協力者」とは、受託者が本業務の遂行に当たって、その業務の一部を再委託する者を

いう。

4 業務委託概要

松戸市立病院建替計画支援業務委託を行う過程で、受託者が必要に応じて協力者に既存施設の耐震診断及び構造計算を再委託し、結果を報告する。

5 施設概要

- (1) 施設名称 松戸市立病院
- (2) 所在地 松戸市上本郷 4,005 番地 他
- (3) 施設用途 病院 (613 床)
- (4) 施設構成

建物名称	建設年月日	構造規模	建築面積	延べ面積
1号館	昭和42年	RC造・地下1階・地上5階・ 塔屋2階建て (5階部分鉄骨)	3,400㎡	11,480㎡
2号館	昭和55年	RC造・地下2階・地上6階・ 塔屋1階建て	1,290㎡	7,320㎡
3号館	平成元年	RC造・地下2階・地上4階・ 塔屋2階建て	1,330㎡	7,520㎡
4号館	昭和58年	RC造・地下2階・地上1階・ 塔屋1階建て	1,380㎡	3,180㎡
合計			7,400㎡	29,500㎡

6 業務の目的・内容

- (1) 松戸市立病院建替計画支援業務において、現地建替えに関する様々な方法をシュミレーションした結果、最適と思われる方法が建築基準法などの規制においても支障が無いことを確認する為に耐震診断及び構造計算を行う。
- (2) 建替え手順や建替え規模によって耐震診断及び構造計算のうち、対象となる建物や作業が異なるため、適宜監督職員と協議の上で作業を行うこと。
- (3) 作業例

(ア) 1号館を半分に切断し、使用しながら建替えを行う場合は、使用中の安全性を確認する為に切断後の1号館を耐震診断する。

(イ) 既存延べ面積の1/2以上の新築を行う場合は、新築部分と直接つながる2・3号館部分について平成22年9月現在の構造規定に基づいて構造計算を行う。

※上記は建替え手順の一例であり、実際に作業を行う際は、建替計画検討委員会と協力しながら様々な建替え計画の可能性の検証をふまえて行うこと。

参考 建築基準法第86条の7第1項

建築基準法第137条の2第1項イ

7 担当技術者の資格要件

各技術者の資格要件は以下のとおりとし、監督職員に報告すること。

- (1) 耐震診断及び構造計算に係る技術者

建築士法 (昭和25年 法律第202号) による一級建築士

(2) 構造担当の技術者

日本建築防災協会による既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針の講習等並びに既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針の講習等を修了していること。

8 業務の処理

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに業務に着手しなくてはならない。
- (2) 受託者は、業務の着手に先立ち業務計画書を作成し、監督職員の承諾を受けること。
- (3) 耐震診断及び構造計算に係る業務計画書には、次の内容を記載する。
 - (ア) 担当スタッフの分担業務分野、所属・役職、氏名、年齢、保有資格、実務経験年数等。
 - (イ) 協力者の名称、代表者名、所在地、分担業務分野等。
 - (ウ) 業務計画書には業務工程表、調査方法、診断実施要領、構造計算実施要領及びその他必要な事項を明記のこと。
- (4) 受託者は、監督職員と協議して業務に必要な調査を行い、資料及び設計図書を作成する。
- (5) 受託者は、業務の進捗状況に応じて監督職員に中間報告をし、十分な打合せを行うこと。また、進捗状況の報告を求められた場合は、速やかにこれに応じなければならない。
- (6) 現地調査にあたっては、作業日程および作業内容を監督職員と打合せの上、施設管理者の承諾を受けること。
- (7) 発注者は、対象建築物の必要な資料を貸与する。
 - (ア) 貸与資料：意匠関係図面、構造関係図面、設備関係図面、CAD データ（平面図）
 - 1号館 耐震診断報告書（平成7年度実施）
 - 2号館 耐震診断報告書（平成7年度実施）
 - 3号館 構造計算書（新築時）
 - 4号館 構造計算書（新築時）
 - (イ) 貸与場所（時期）：松戸市総務企画本部病院建設事務局（業務着手時）
 - (ウ) 返却場所（時期）：松戸市総務企画本部病院建設事務局（業務完了時）
- (8) 本業務を実施するに当たり、指示及び協議等の内容を打合せ記録に残し、提出しなくてはならない。

9 耐震診断（対象：切断した1号館の半分）・・・・・・建替え方法によってはこの限りではない

- (1) 1号館を半分に切断し、使用しながら建替えを行う場合は、使用中の安全性を確認する為に切断後の1号館を耐震診断する。
 - (ア) 耐震診断の回数
二次診断
 - (イ) 耐震診断の目標値
建替え中に使用する半分部分が切断前より耐震性能が低下しないこと
- (2) 耐震診断の実施に当たっては下記の基準等に準拠して行うものとする。
 - (ア) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」
 - (イ) 「2001年改訂版 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説」
 - (ウ) 「官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説 平成8年版」
- (3) 耐震診断に使用するコンピュータソフトについては、(財)日本建築防災協会の評価を受けたものとし、あらかじめ監督職員に報告しなくてはならない。
- (4) 耐震診断結果については、受託者の責任において第三者機関での確認を不要とする。

- (5) 受託者は耐震診断の結果、1号館の切断後の耐震性能が切断前の耐震性能を下回ると判断した場合は、監督職員に遅滞なく報告を行うこと。その後、切断前より耐震性能が低下しないような補強計画案を作成し、これに伴う概算工事費を算出する。

10 構造計算 (対象:2号館、3号館)・・・・・・・・・・建替え方法によってはこの限りではない

- (1) 平成22年9月現在の建築基準法の構造規定にそって構造計算を行うこと。
(2) 構造計算の結果については、受託者の責任において第三者機関での確認を不要とする。

11 成果品

- (1) 受託者は業務が完了したときは、遅滞なく成果品を完了届けとともに提出しなくてはならない。
(2) 成果品 (耐震診断)
(ア) 耐震診断業務報告書 (A4版 金文字黒表紙ビス止) を2部提出とし概ね下記の事項を記載及び添付すること。

【注意】 ・インデックスを差し込むこと

・目次の前に中表紙を入れ、委託名称の他、受注者の住所、名称、電話番号、技術者名、協力者名を記入すること。

- ・ 成果品目次
- ・ 建物概要
- ・ 診断の方針
- ・ 診断結果概要
- ・ 各図面
- ・ 建物の現状調査報告書
- ・ 診断の調査資料
- ・ 診断結果に対する所見
- ・ 電算入出力データ及び計算書
- ・ 補強計画案及び結果
- ・ 調査写真
- ・ 打合せ議事録

(イ) 報告書概要版 (A4版 紙ファイル)

(ウ) 報告書の電子データ (CD等)

- (3) 成果品 (構造計算)

構造計算書 (A4版 パイプファイル綴じ) を2部提出とし概ね下記の事項を記載及び添付すること。

【注意】 ・インデックスを差し込むこと

・目次の前に中表紙を入れ、委託名称の他、受注者の住所、名称、電話番号、技術者名、協力者名を記入すること。

- ・ 構造計算書
- ・ 各種技術資料

- (4) 提出された報告書及び電子データは、本業務完了後、当該建築物の設計のための受託者に対して、発注者から貸与できるものとする

12 関連する法令、条例等の遵守

受託者は、設計業務の実施に当たっては、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

13 契約内容の変更

本業務にかかる費用は、1号館の耐震診断と2・3号館の構造計算を見込んでいるが、建替計画の検討によって業務の作業内容に変更が生じた場合は、協議の上必要な手続きを行う。

建築設備現況調査業務委託特記仕様書

1. 適用

- (1) 建築設備現況調査業務委託特記仕様書は、松戸市立病院建替計画支援業務委託に係る建築設備現況調査業務に適用する。
- (2) 受託者は、本特記仕様書に明示のない場合、もしくは疑義を生じた場合には、監督職員と協議をするものとする。

2. 業務名称

松戸市立病院建替計画支援業務に係る建築設備現況調査業務

3. 業務委託概要

本業務は、松戸市立病院の建築設備現況調査を行い、必要な図面及び資料を作成するものである。

4. 施設概要

- a. 施設名 松戸市立病院
- b. 所在地 松戸市上本郷4,005番地 他
- c. 施設用途 病院 (613床)
- d. 施設構成

建物名称	建設年月日	構造規模	建築面積	延べ面積
1号館	昭和42年	RC造・地下1階・地上5階・ 塔屋2階建て(5階部分鉄骨)	3,400㎡	11,480㎡
2号館	昭和55年	RC造・地下2階・地上6階・ 塔屋1階建て	1,290㎡	7,320㎡
3号館	平成元年	RC造・地下2階・地上4階・ 塔屋2階建て	1,330㎡	7,520㎡
4号館	昭和58年	RC造・地下2階・地上1階・ 塔屋1階建て	1,380㎡	3,180㎡
合計			7,400㎡	29,500㎡

5. 業務の目的・内容

(1) 目的

松戸市立病院建替計画支援業務において、現地建替えに関する様々な方法をシュミレーションをするために必要な建築設備現況調査を行う。

(2) 現地設備調査範囲

松戸市立病院の1号館～4号館及び敷地内埋設物等

(3) 現況図面の作成

松戸市立病院建替計画支援業務において、現地建替えに関する様々な方法をシュミレーションをするために必要な設備調査を行い、以下の図面を作成する。

(ア) 電気設備現況図面

① 概略系統図（電灯、動力、非常発電、無停電源、火報、電話、放送等）

② 主要機器配置平面図（主として中央管理室、電気室、自家発電機室等）

(イ) 機械設備現況図面

① 概略系統図（衛生、換気、空調、医療ガス）

② 主要機器配置平面図（主として空調機械室、医療ガスボンベ室等）

(4) 写真の撮影

写真を撮影し、報告する。

(5) 発注者は、対象建築物の必要な資料を貸与する。

(ア) 貸与資料：設備関係図面（現存するもの）、CADデータ（建築平面図のみ）

(イ) 貸与場所（時期）：松戸市総務企画本部病院建設事務局（業務着手時）

(ウ) 返却場所（時期）：松戸市総務企画本部病院建設事務局（業務完了時）

(6) その他

その他必要と認められる業務については、監督職員と協議の上決定する。

6. 担当技術者の資格要件

調査業務の担当技術者のうち1名以上は、下記で特記した資格要件を有する者とし、監督職員に報告すること。

(1) 建築士法（昭和25年 法律第202号）による一級建築士

- (2) 建築設備士登録簿に登録されている建築設備士
- (3) 上記のいずれかの者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

7. 留意事項

- (1) 調査は、現場における目視調査を基本とし、必要に応じて聴き取り調査、資料調査等を行う。
- (2) 現地調査にあたっては、作業日程および作業内容を監督職員と打合せの上、施設管理者の承諾を受けること。
- (3) 調査に伴う器具の取り外し、再取付に要する経費及び当該作業の際に生じた欠損等の事故の責は、全て受託者が負うものとする。
- (4) 調査に際しては、調査員名簿、調査内容、工程等を記入した調査計画書を作成し、監督職員の承諾を得ること。

8. 成果品

- (1) 建築設備現況図
- (2) 建築設備現況図の電子データ (CD-R2枚)
(手書き又はCADにより作成し、ソフトは“JW-CAD”もしくは“Auto-CAD”とすること。)
- (3) 調査写真
- (4) 打ち合わせ議事録
- (5) 各種技術資料